

# 府内救命救急センターに係る熱傷診療の機能集約等について

## これまでの議論の状況

### ■救対審（H29年8月）

- ・平成27年1月から12月のORIONデータによると、救命救急センターに限らず、大阪府内の救急告示医療機関に入院した熱傷患者数は年間259人。
- ・また、先進的に熱傷患者の受入れを集約している愛知県の中京病院では、熱傷による入院患者数は年間150名から200名程度。
- ・セーフティネットの観点も含めて、大阪府では2箇所程度の熱傷センターを整備することを提案。

### ■救対審（R4年8月）

- ・熱傷診療の機能集約を図り、より高度な医療を提供できる体制を大阪府救急医療対策審議会「三次救急医療機関（救命救急センター）の機能集約等に関する検討部会」において検討

### ◎部会（R5年2月、10月）

- ・部会での検討を進めるにあたり、ワーキンググループの設置を決議
- ・2回のワーキングを経て以下について部会案を決議  
①集約する症例の基準、②熱傷センターの指定数、③熱傷センターの指定要件

《参考：ワーキンググループでの検討》

✓府内救命救急センターに対しアンケート調査を実施

調査対象：2019年（1/1～12/31）に府内救命救急センターに入院となった熱傷患者

調査結果：参考資料4のとおり

✓①集約する症例の基準、②熱傷センターの指定数、③熱傷センターの指定要件について検討

## 熱傷患者の集約等の考え方

府内救命救急センターのアンケート結果を踏まえ、熱傷患者の集約等の考え方は以下のとおり

- 救命率向上及び予後の改善のために広範囲熱傷の患者を集約する。
- 集約する熱傷患者は転院搬送症例に限定する。  
(救急隊が熱傷面積や熱傷度を迅速かつ正確に判断することは非常に難しく、また、府内の救命救急センターにおいて重症熱傷患者への初期対応は可能であるため。)
- 集約する熱傷患者を転院搬送症例に限定する場合の熱傷センターの指定数は2か所が適当である。
- 機能面の改善を目的とした集約は、今回のアンケート結果では必要であるとする明確な根拠が乏しいが、今後、熱傷センター指定後の状況等を踏まえながら検討し、必要性を判断することが望ましい。また、整容面の改善を目的とした集約については、機能面の集約の状況や、救命救急センターの役割を踏まえ同様に検討することが望ましい。
- ただし、熱傷センターに指定される救命救急センターは熱傷のみならず、その医療圏の最後の砦として、引き続き重篤な患者への対応が必要であり、過度な負担増加となるべきではない。したがって、熱傷患者の集約は、必要最低限の基準とすることが望まれる。
- なお、集約する一定の基準を定めた場合でも、医療機関間の調整により、基準外の症例の熱傷センターへの転院搬送を否定するものではない。

# 府内救命救急センターに係る熱傷診療の機能集約等について

## 部会案（集約基準・指定数・指定要件）

### 熱傷センターの指定要件

#### 運営

- ・救命救急センターであること
- ・24時間体制で、すべての熱傷患者に対する高度な診療機能を有すること
- ・自院における熱傷診療機能の向上等を目的とする体制を構築していること

#### 人員

- ・熱傷患者の集中治療室には、常時、専従医及び重篤な熱傷患者の看護に必要な専従の看護師を確保すること
- ・一般社団法人日本熱傷学会の認定した熱傷専門医など、熱傷治療に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師を1人以上確保すること
- ・院内の形成外科等を専門とする特殊な熱傷にも対応できる医師及び必要なリハビリテーションを提供する理学療法士等との連携があること

#### 設備

- ・熱傷患者が常時入室可能な集中治療室を適當数有すること  
(なお、広範囲熱傷に対応するための相当な広さを有する個室を複数整備するとともに、人員および設備の観点から救命救急入院料3または4、特定集中治療室管理料2または4の施設基準の届け出を行っている保険医療機関であることが望ましい。)
- ・すべての熱傷患者に対する高度な診療を提供するための設備を有すること

#### 連携

- ・熱傷の初期診療を行う医療機関の転送及び転院の判断等に対し、24時間助言できる体制を確立すること
- ・他の救命救急センターに所属する医師、看護師等に対し、熱傷診療の臨床教育を実施すること

#### 治療

- ・入院又は手術を必要とする熱傷患者を相当数受け入れる能力とそれに見合う実績を有すること

### 熱傷センターへの患者集約基準：集約は転院搬送症例とする

- ①：Ⅱ度熱傷創及びⅢ度熱傷創の合計面積が体表面積の30%以上の熱傷
- ②：熱傷指数20以上
- ③：Ⅲ度熱傷10%以上

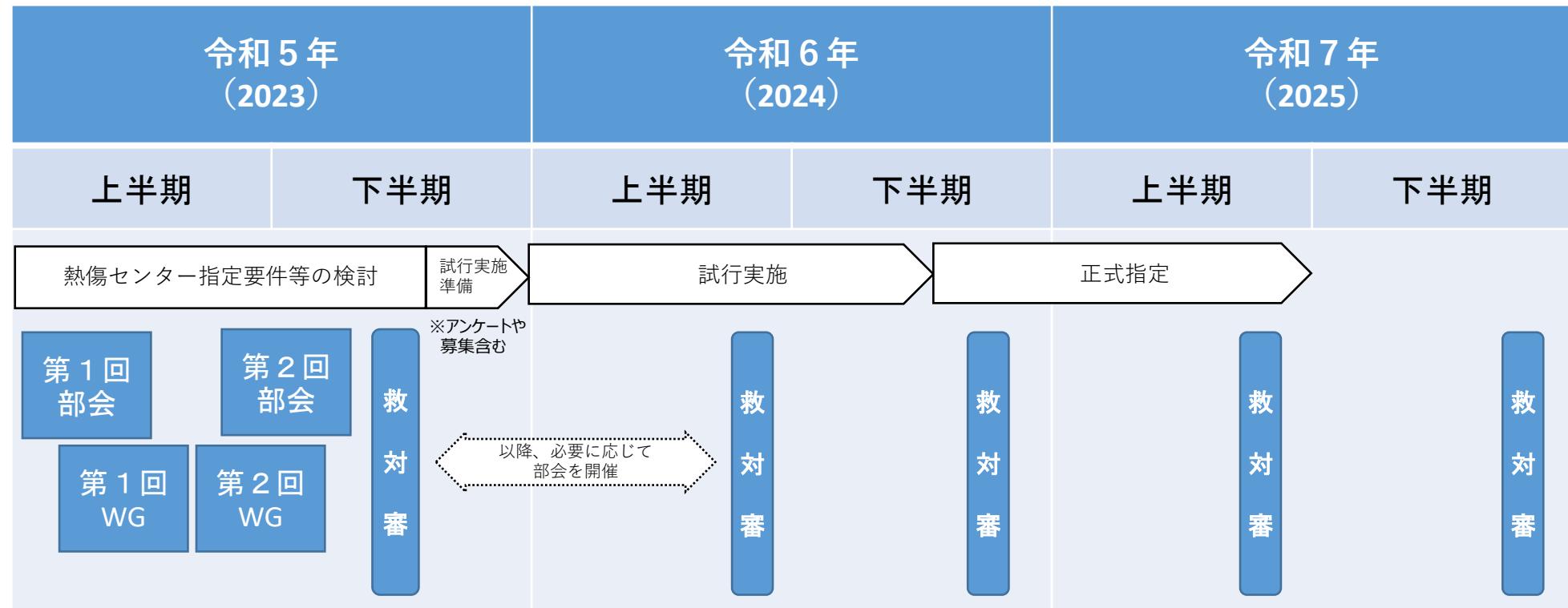
※（参考）上記基準に合致する患者は1年間（2019年）で26名

### 熱傷センターの指定数：2か所が適當

熱傷センターの指定要件については上記のとおり決定する。患者集約基準・指定数については試行実施の結果を踏まえ正式に決定する。

# 府内救命救急センターに係る熱傷診療の機能集約等について

## 今後のスケジュールについて



### 《試行実施について》

- ①府内救命救急センターへ意向調査（アンケート）を実施【12月頃を予定】
- ②試行実施に係る正式募集を実施【2月頃を予定】
- ③試行実施【令和6年度上半期～】
- ④試行実施を踏まえた検証・正式指定【令和6年度下半期～令和7年度上半期】

※検証内容：熱傷以外の救急対応への影響、指定数、集約基準など

※2か所以上の応募があった場合、原則として全応募施設で試行実施を行い、試行実施の内容等を踏まえ正式指定